

入 札 説 明 書

江津警察署庁舎エレベーター設備保守点検業務については次のとおりとする。

この案件は、電子入札の対象案件とし、入札に関する手続は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により行うこと。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムを使用することができない場合は、紙入札参加承認願を提出し、江津警察署長の承認を得た後、書面で手続を行うこと。

1 入札内容

- (1) 入札の件名
江津警察署庁舎エレベーター設備保守点検業務委託
- (2) 業務の仕様等
別添「委託業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
令和8年11月1日から令和9年3月31日までとする。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 庁舎の管理に関する業務及び電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年2月17日島根県告示第211号）第1条第10号庁舎の昇降機保守点検業務の競争入札参加資格を有する者で、同条第5条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の許可業種「昇降機保守点検」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う庁舎の清掃業務、警備業務等委託の入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年6月30日島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) エレベーター保守点検業務が確実に履行できる者であること。
- (8) 速やかに障害対応ができる者であること。
- (9) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、江津警察署長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札参加資格確認申請

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和8年10月14日正午までに、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び所定の提出資料を電子調達システムにより提出すること。

なお、提出資料の電子ファイルの容量が10メガバイトを超えるときは、江津警察署長の承認を得た後、持参又は簡易書留（提出期限必着）により提出すること。

- (2) 書面による申請を認められた者は、次により提出すること。

ア 提出場所

〒695-0011 島根県江津市江津町1016-48

江津警察署総務課会計係

電話：0855-52-0110

FAX：0855-52-1777

イ 提出方法

持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）

- (3) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じること。また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、指定された日時までに、遅滞なく申請書の補正を行うこと。

入札参加資格の確認は申請書の提出をもって行い、その結果は、令和8年10月21日までに電子調達システムの入札参加資格確認通知書により申請者に通知する。

なお、電子調達システムが利用できないため書面により申請書を提出した者については、別途、書面により通知する。

- (4) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札参加資格確認申請等に必要な書類

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 法務局に登録する役員の氏名、性別、生年月日、住所を記載した名簿（様式第2号）
- (3) 速やかに障害対応できる者であることを確認できる書類として、緊急時連絡体制表（任意様式）
- (4) 入札保証金の免除を受けるための書類（様式第3号）
島根県会計規則第61条の2各号により入札保証金の免除を希望する場合のみ。
- (5) 委託業務責任者名簿（様式第8号）
名簿の添付書類として、次のいずれかのうち業務責任者の資格等を証する書類（写）を添付すること。
- ア 一級建築士
- イ 二級建築士
- ウ 建築基準適合判定資格者
- エ 登録昇降機検査資格者講習修了者
- (6) 入札参加資格確認の通知に使用する返信用封筒（電子調達システムが利用できない場合）
定型封筒（長形40号程度）に110円切手を貼付し、あて先を記入すること。

5 入札方法等

- (1) 入札書

ア 電子調達システムによる入札

入札金額及び電子くじ番号を入力して提出すること。

イ 書面による入札（電子調達システムが利用できない場合）

やむを得ない事由により電子調達システムを使用することができない場合は、紙入札参加承認願（様式第4号）を提出し承認を得た後、入札書（様式第5号）

により提出すること。また、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、委任状（様式第6号）を提出すること。

ウ 入札者は、当該業務の履行にかかる一切の諸経費を含めて入札金額を見積もること。

(2) 入札金額

ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札金額とするので、入札書に記載する金額は見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の110分の100に相当する金額とすること。

イ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(3) 電子調達システムによる入札の期間

令和8年10月22日午前9時から令和8年10月23日午後4時まで。

(4) 書面による入札の日時及び場所等（電子調達システムが利用できない場合）

ア 提出日時

令和8年10月23日午後4時

イ 提出場所

江津警察署総務課会計係

(5) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

令和8年10月26日午前11時

イ 開札場所

江津警察署

(6) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第62条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が複数あるときは、電子調達システムの電子くじにより落札者を決定する。ただし、電子調達システムが利用できないため書面により入札書を提出した者があった場合は、電子調達システムの電子くじによらず、別のくじにより落札者を決定する。

ウ 落札者の決定通知は、電子調達システムにより行うものとする。ただし、電子調達システムが利用できないため書面により入札書を提出した者については、開札場所において行うものとする。

(7) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がいない場合は、開札日において令和8年10月26日午後2時（再度入札1回目予定）、令和8年10月26日午後3時（再度入札2回目予定）より行う予定。

イ 再度入札の通知は、電子調達システムにより行うものとする。ただし、電子調達システムが利用できないため書面により入札書を提出した者については、開札場所において行うものとする。

ウ 再度入札は2回まで行うものとする。

エ 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。ただし、その場合でも予定価格是不変。なお、随意契約の手続は、

- 電子調達システムによらず、書面により行う。
- (8) 入札の取りやめ又は延期
不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。
- (9) 郵便入札
郵便による入札は認めない。
- (10) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第63条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。
また、電子調達システムが利用できないため書面により入札書を提出した入札者については、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札を無効とする。
ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。
イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。
ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。
- (11) 入札辞退
入札参加資格確認の結果通知を受けた後入札を辞退する場合は、次により手続を行うこと。
ア 電子調達システムによる入札の場合は、電子調達システムにより入札辞退届を提出すること。
イ 電子調達システムが利用できないため書面による入札をした場合は、入札執行前にあっては入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。
- (12) 不当介入への対応
この入札に参加を希望する者が、入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、江津警察署に通報すること。
なお、当該通報を怠ったと認められるとき、江津警察署長は注意喚起その他必要な措置を講ずるものとする。

6 入札保証金

- (1) 島根県会計規則（昭和39年島根県会計規則第22号）第61条第1項の規定により、契約予定相当額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号に規定する次のいずれかに該当する場合は、入札保証金は免除する。
ア 保険会社との間に島根県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、保険証券を提出するとき。
イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、契約書の写しを提出するとき。
ウ 工事、製造又は販売等の実績、資本の額その他の経営の規模及び状況の分かるものを提出し、契約を締結しないおそれがないと認められたとき。
- (2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により現金のほか、国債、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができる。
- (3) 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりとする。
ア 納付場所

江津警察署総務課会計係

イ 納付時期

開札日当日の午前10時から午前11時まで

- (4) 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に、上記(3)アの場所において還付する。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

- (5) 入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

7 契 約

(1) 契約条項

別添契約書（案）のとおりとする。

(2) 前金払

なし

(3) 契約書の作成

ア 落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の3第1項の規定により14日以内に契約を締結することとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書2通に記名押印し、更に江津警察署長が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印することとする。

ウ 前記イの場合において江津警察署長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付することとする。

エ 地方自治法第234条第5項の規定により江津警察署長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないこととする。

(4) 契約保証金

ア 島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金は免除する。

イ 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用する。

ウ 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりとする。

(ア) 納付場所

3(2)アの場所

(イ) 納付時期

落札決定の日から契約締結までの間

エ 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

8 質 疑

- (1) 入札説明書及び仕様書等に関して質疑事項がある場合は、電子調達システム又は書面（様式第7号）により提出すること。

- (2) 提出期限並びに書面による提出場所及び提出方法は、次のとおり。

ア 提出期限

令和8年10月14日正午まで

イ 提出場所

3 (2) アの場所

ウ 提出方法

電子調達システムが利用できない場合は、郵送又はファクシミリによって提出すること。(ただし、ファクシミリの場合は回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性があるので、注意すること。)

- (3) 提出のあった質疑については、令和8年10月20日までに電子調達システムにより回答する。(この案件の入札公告及び入札説明書をダウンロードした入札情報サービスの入札予定情報に、追加して掲載する。)

なお、電子調達システムが利用できない入札者については、書面により回答する。

9 添付書類

- (1) 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- (2) 役員名簿(様式第2号)
- (3) 入札保証金免除申請書(様式第3号:保証金の免除を申請する場合に使用すること)
- (4) 紙入札参加承認願(様式第4号:電子調達システムが利用できない場合に使用すること)
- (5) 入札書(様式第5号:電子調達システムが利用できない場合に使用すること)
- (6) 委任状(様式第6号:電子調達システムが利用できない場合に使用すること)
- (7) 質疑書(様式第7号:質疑がある場合に使用すること)
- (8) 契約書(案)
- (9) 委託業務責任者名簿(様式第8号)

10 その他

- (1) 電子調達システムの利用に当たっては、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第4条第1項の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が記録されたICカードが必要となる。詳細は、電子調達システムポータルサイトを閲覧すること。

電子調達システムポータルサイトのURL

(<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>)

- (2) 電子調達システムには、入札参加資格や落札決定に関する質疑を行う機能があるが、この機能は使用しないこと。
- (3) この入札に関する問い合わせ先は、3(2)のとおり。